

「地域で暮らしたい」を
支える

地域移行支援サービスの手引き

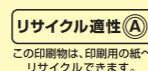
支援者向け

この手引きは、地域で暮らしたい方がスムーズに地域移行し、安心して生活して頂けるよう、地域移行支援に携わる支援者を対象に作成しました。
ここでの地域移行支援サービスの流れは、サービス等利用計画作成を前提とした内容です。この手引きを活用することで、「地域移行支援サービス」の内容や運用の仕方について、少しでもイメージを持って頂きたいと思います。
地域移行支援サービスを行う支援者が、「どのように支援を進めていけばいいかわからない」という疑問や不安にぶつかったとき、手に取ってご活用ください。



<目次> 「地域移行支援サービス」とは	1
「計画相談支援サービス」とは	2
申請から地域移行支援サービス導入までの流れ	3
障害者施設(入所)から退所して、ひとり暮らしを始めた事例	7
精神科病院から退院して、ひとり暮らしを始めた事例	9
地域移行支援に関わる支援者・支援機関の一例	11
地域移行支援のチェックポイント	12
地域移行支援サービスQ&A	13
障害者相談支援センター一覧	17
区役所一覧	18

令和4年7月発行 神戸市
〈作成者〉神戸市地域支援機能強化事業受託事業者



「地域移行支援サービス」とは

1 根拠法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

2 対象者

障害者支援施設等に入所している方や精神科病院に入院している方で、これから地域生活へ移行しようとする方 (詳細はQ&A [Q1](#) 参照)

3 サービス提供事業者

一般相談支援事業者

4 サービス内容

一般相談支援事業者が、利用者の状況に応じて、以下の支援を行います。

● 地域移行支援計画の作成

利用者等と面談し、意向を確認した上で、サービス等利用計画に基づき具体的な地域移行に向けての計画を作成します。

また、計画の作成にあたっては、利用者や家族、施設や病院の職員等が参加する「地域移行支援計画の作成会議」を開催します。

● 訪問相談

施設・病院を訪問し、退所・退院に向けた具体的なイメージ作り、不安の解消や動機づけの維持のための相談に応じ、必要な助言やその他の支援を行います。

● 障害福祉サービスの体験利用

利用者が入所・入院中に、障害福祉サービス(生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援)を見学・体験利用できるように、利用調整、同行支援等を行います。

● 関係機関との連絡調整

施設、病院、区役所、障害福祉サービス事業者等と連絡を取り合い、地域移行に向けての調整を行います。

● 同行支援

利用者と一緒に外出し、区役所の手続きや住宅探し等、地域生活に移行するために必要な支援を行います。

● ひとり暮らしに向けた体験宿泊

利用者がひとり暮らしに向けて体験宿泊ができるように、利用調整、同行支援等を行います。

5 サービス支給期間

原則：6か月まで (詳細はQ&A [Q13](#) 参照)

6 利用料

無料 (利用者が外出する時の交通費、食事代等は利用者の負担になります。)

7 利用方法

区役所に地域移行支援サービスの申請を行います。また、あわせて計画相談支援サービスの申請も必要です。

区役所等による調査(詳細はQ&A [Q6](#) 参照)を受け、支給決定後に一般相談支援事業者と契約を行います。

「計画相談支援サービス」とは



特定相談支援事業者(相談支援専門員)が、利用者と契約し、利用者が望む暮らしをアセスメントし、ケアマネジメントの手法を用いて、以下の支援を行うサービスです。

※特定相談支援事業所の受け入れ状況は市ホームページの計画相談支援(右側の二次元バーコード)で確認してください。

1 サービス利用支援

- 障害福祉サービスの利用にあたり、利用者の生活に対する意向や悩み等を聞きながら、サービス等利用計画案を作成し、区役所に提出します。
- 区役所による支給決定後、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画を作成します。サービス等利用計画に沿ったサービスを提供するため、障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。

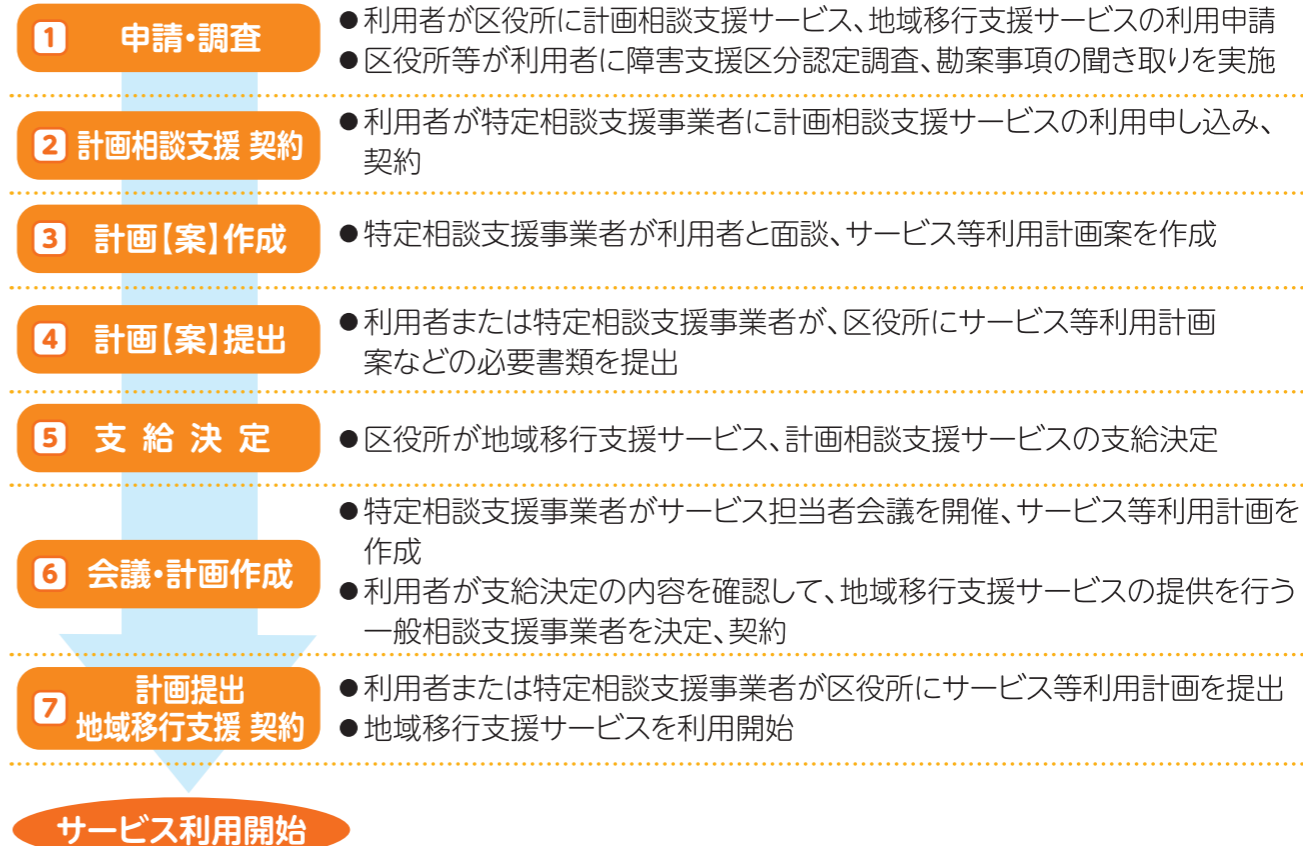
地域移行支援サービス利用にあたっては、特定相談支援事業者が、地域移行支援サービスの利用希望を反映したサービス等利用計画案を作成し、区役所が支給決定していることが必要となります。地域移行支援の支給決定がされていないと、一般相談支援事業者は地域移行支援サービスの契約をすることができません。

2 継続サービス利用支援(モニタリング)

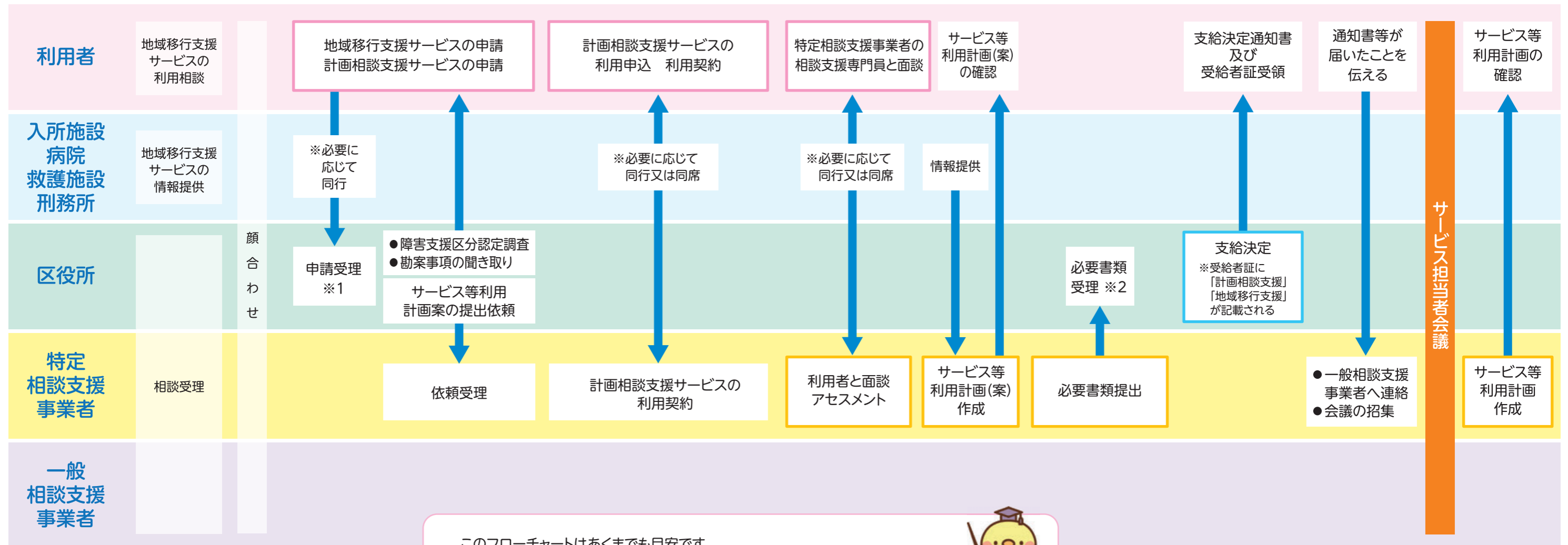
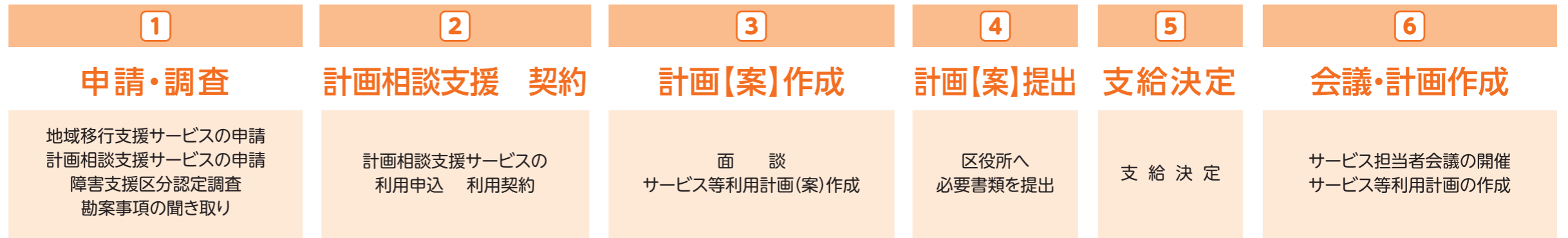
- 継続かつ適切に障害福祉サービス等を利用することができるよう、サービス等利用計画に定められた期間ごとに確認します。その結果に応じて、サービス等利用計画の変更や見直しを行うことがあります。

地域移行支援サービス開始以後、モニタリング期間ごとに、特定相談支援事業者が利用者や一般相談支援事業者と話し合い、地域で暮らし始める時期や地域生活で利用する障害福祉サービス等について一緒に考えていきます。

地域移行支援サービス利用前に行う手続きの流れ



申請から地域移行支援サービス導入までの流れ



このフローチャートはあくまでも目安です。
利用者のニーズにより、このフローチャートの流れ通りにはならないこともあります。



※1 ☆申請受理に必要な書類☆
「申請書」
「計画相談支援・依頼(変更)届出書・セルフプラン届出書」



※2 ☆申請受理に必要な書類☆
「サービス等利用計画案」
「アセスメント票」、「サービス利用量案」
「週間計画表」等

7-1

計画提出 地域移行支援契約

サービス等利用計画の提出
地域移行支援サービスの
利用申込 利用契約

7-2

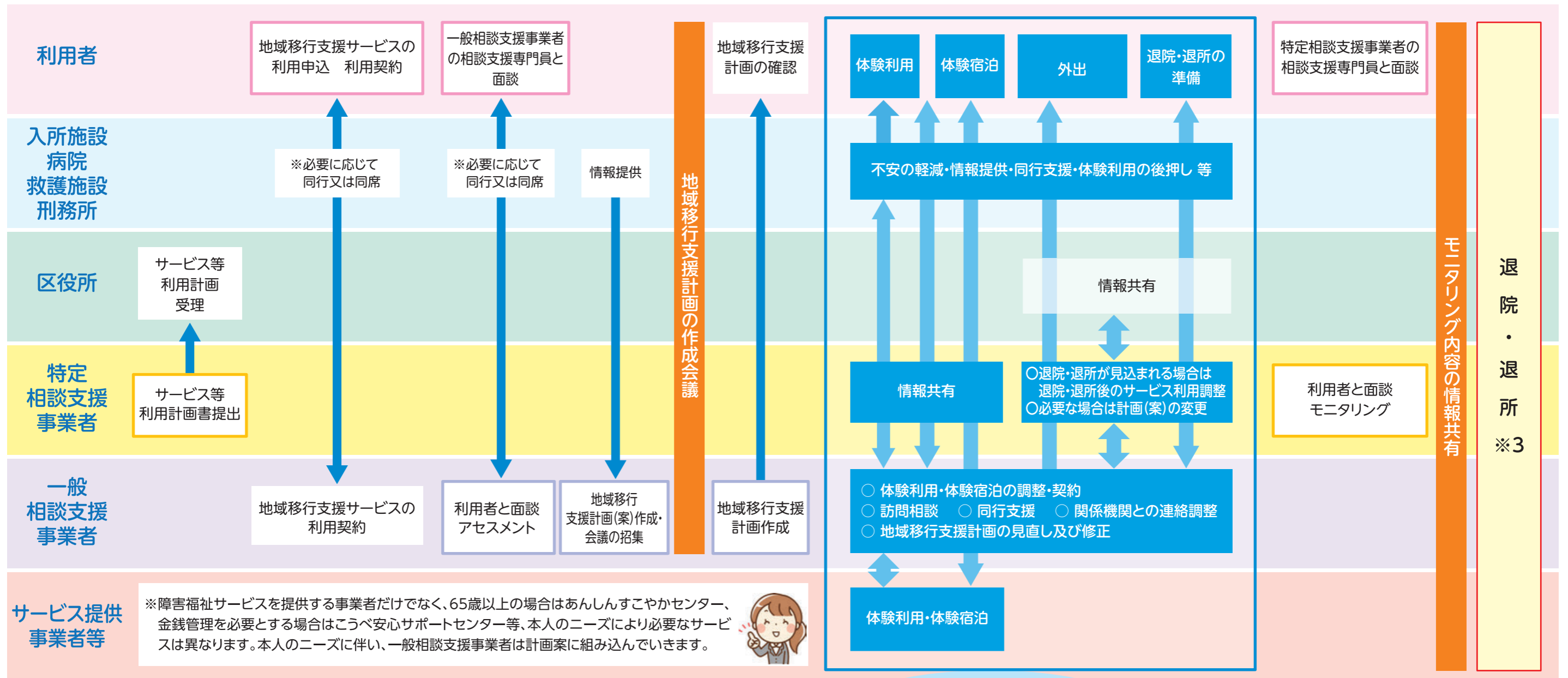
地域移行支援サービスの利用

地域移行支援サービスの利用

8

モニタリング

モニタリング



地域移行支援サービス終了
(延長が必要な場合は、区役所に報告。承認が出れば⑦②へ戻る)

※障害福祉サービスを提供する事業者だけでなく、65歳以上の場合はあんしんすこやかセンター、金銭管理を必要とする場合はこうべ安心サポートセンター等、本人のニーズにより必要なサービスは異なります。本人のニーズに伴い、一般相談支援事業者は計画案に組み込んでいきます。



※地域生活を行う際の実際のサービスを想定し、利用者及び関係機関との調整が濃密に行われる期間
→事例参照 (P7~P10)



- ※3【退院・退所後に利用するサービスについて】
退院・退所が決まったら……
- ①利用者は区役所へサービス利用申請
 - ②特定相談支援事業所はサービス等利用計画(案)の作成
 - ③支給決定を受ける
 - ④サービス担当者会議の開催

障害者施設(入所)から退所して、ひとり暮らしを始めた事例



六甲太郎(仮名)さん
52歳 男性

手帳 身体障害者手帳1種1級
障害支援区分 5
障害状況 右上下肢麻痺、高次脳機能障害
経済状況 障害基礎年金2級、生活保護

【入所までの暮らし】

- 兄弟はおらず入所する39歳まで、自宅で両親と同居。
- 高校卒業後に喫茶店や自動車修理工場で勤務するが、36歳で心肥大の診断を受け退職。
- 38歳の時に、脳出血を発症。右上下肢麻痺、高次脳機能障害。
- 39歳の時に、障害者施設に入所。

【入所中の様子】

- 入所当初はベッド上での生活が多かったが、車いすで自走できるまでになった。
- 入浴時はシャワーチェアを使用し、左手の届かない部位は部分的な介助が必要。
- 食事と排泄は、ほぼ自立。
- 入所して8年後に、両親が相次いで他界。
- 本人は「職員さんは優しいし居心地が良いので、このままでいい」と思っていた。
- 50歳の時に、地域移行支援の話聞く機会があり興味を持ったが、ひとり暮らしの経験がなく不安もあり、なかなか地域で生活することを言えなかった。

【地域移行支援の利用に向けて】

- 入所施設の職員にひとり暮らしに挑戦したいと伝え、ひとり暮らしに必要なことを一緒に考える。
- 地域移行支援を利用した人からの話を聞く機会を持つ。
- 入所施設職員より、計画相談支援サービスについて説明を受け、特定相談支援事業所と契約を結ぶ。
- サービス等利用計画を作成するAさんより、退所準備から退所後の暮らしについて話を聞く。

【地域移行支援の申請・支給決定・契約に至るまで】

- Aさんが、一般相談支援事業所の相談員Bさんを紹介して顔合わせをする。
- Bさんから、地域移行支援の説明を受ける。
- 区役所で地域移行支援サービスを申請。一般相談支援事業所と契約を結ぶ。



ひとり暮らしに向けての太郎さんの希望

両親が亡くなり身内で相談できる人がいないこと、車いすで生活できるか不安だ。でも、ヘルパーさんや相談員さんが手助けしてくれると言ってくれたので、頑張ってひとり暮らしをしたい。病気になる前の様に、好きな時間に好きなご飯を食べて時々お酒を楽しむ生活がしたい。

生活の場所

- 車いすで生活出来る場所に住みたい。
- 自由に外出しやすい地域に暮らしたい。

金銭管理

- 1人でお金の管理が出来るか不安。

退所後の相談先(人)

- 施設を出た後、誰に相談したらよいか分からない。

家事

- ご飯や掃除のことが心配。

日中の居場所

- 昼間1人で過ごすのはさみしい。



太郎さんの意向気になること

利用者氏名: 六甲太郎 さん

■ サービス等利用計画(計画相談支援) ※4

サービス等利用計画の援助方針 初めてのひとり暮らしに向け、自身の能力を活かしながら主体的に生活できるように、日中の過ごし方や日々の生活に見通しが持てるように支援する。

(1)長期目標(内容及び期間等) 希望をもってひとり暮らしが開始出来るように、入所中に簡単に作れるおいしい料理を覚えたり出入金の記録等を継続できるようにする。また支援機関や相談先とのつながりを大切にし、連絡を取りやすい体制を整える。(6か月後)

(2)短期目標(内容及び期間等) 車椅子で生活しやすい便利な場所に気に入った家を探し、日中の過ごし方を具体的に考える。(3か月後)

■ 地域移行支援計画

太郎さん自身がすることを矢印の下に書き込みます

本人の期待や不安	そのために協力する人	協力する内容	支援上の留意事項等	協力(支援)の目安						
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	
車椅子で、生活できる家に住みたい	Bさん 施設職員	物件探し 住宅改修 家具の購入	住宅の周辺環境と間取りの確認		物件探し		契約・住宅改修		家具等の購入	
ひとり暮らしに役立つ練習がしたい	施設職員 (PT・OT)	調理器具の使い方の習得 機能訓練	自身でできることを増やす 必要な生活環境の設定		理学療法、作業療法に取り組む (プログラム内容は要相談)					
障害基礎年金と生活保護費で、生活できるか心配	施設職員	金銭管理	本人の能力に応じた方法を検討		現金や預金の入出金を 出納帳(家計簿)に記録する					
日中どう過ごしたらよいだろう	Bさん 生活介護事業者	生活介護事業所の体験利用	本人が楽しめる日中活動場所をさがす		生活介護の見学・体験利用					
困った時に相談したい	Aさん 施設職員	相談ごとは、一緒に考える	初めてのひとり暮らしで不安を抱えていることに留意		相談ごとがあれば、適宜、相談する					

9月中の退所を目指します

【退所後の暮らし】(6か月後)



生活介護に平日毎日行くのはしんどくなったので、週3回に変更しました。食事美味しく、入浴もできて助かっています。職員さんや利用者さんとも仲良くなり、楽しいです。ヘルパーさんとも親しくなって、色々教えてもらっています。困ったことがあれば相談員さんに連絡して、相談にのってもらっています。最初は1人で生活するのは不安だったけれど、毎日が楽しく充実しています。

※4 サービス等利用計画に基づいて、地域移行支援計画を立てます。

精神科病院から退院して、ひとり暮らしを始めた事例



神戸須磨子(仮名)さん 手帳 精神障害者保健福祉手帳2級
 30歳 女性 障害支援区分 なし(未申請)
 疾患名 統合失調症
 経済状況 障害厚生年金2級、両親の遺産

【入院までの暮らし】

- 高校卒業後に一般企業(事務)に就職。入社3年目に統合失調症を発病。
- 退職後、実家で3年間引きこもり生活となる。
- 精神科病院には母が付き添って受診しており、行政手続きや服薬管理も母が担っていた。
- しかし、5年前に相次いで両親が死去したため、生活状況が一変。急病から2年前に病状が悪化。近隣住民からの通報をきっかけに、医療保護入院となる。別居の兄夫婦がおり、本人との関係は不仲。

【入院中の様子】

- 服薬により、病状は安定。
- ひとり暮らしへの強い不安から「ずっと入院したい」とも話していた。

【地域移行支援の利用に向けて】

- 院内プログラムで、ピアサポーターの話を聞き、退院に前向きになる。
- ピアサポーターが話していたグループホームの見学を希望。
- その後もピアサポーターから地域の暮らしについて話を聞く機会を重ねる。

【地域移行支援の申請・支給決定・契約に至るまで】

- 病院の相談員より、計画相談支援・地域移行支援について説明を受ける。
- サービス等利用計画を作成するAさんと一般相談支援事業所の相談員Bさんと顔合わせをする。
- 本人と病院の相談員が区役所に来所。計画相談支援サービスと地域移行支援サービスの申請をし、後日、障害支援区分認定調査を実施。(詳細P2参照)
- 障害支援区分2の認定を受け、計画相談支援サービスの支給決定。特定相談支援事業者と契約。
- 翌月より地域移行支援サービスの支給決定となり、一般相談支援事業者と契約。

ひとり暮らしに向けての須磨子さんの希望

退院して、グループホームで生活したい。働きたい。

生活の場所

- グループホームの見学をしてみたい。もし入居になったら、グループホームの他の利用者と馴染めるか不安。

服薬管理・通院

- 薬を毎日自分で飲めるようにしたい。入院前は自分で管理ができなくて飲めなくなってしまっていたから心配。

須磨子さんの意向気になること

金銭管理

- 自分で管理するのは使い過ぎてしまいそうで難しい。

日中の居場所

- 仕事がしたい。でも、自分に何ができるかわからない。体力もないし、フルタイムでは働けないと思う。

利用者氏名: 神戸 須磨子 さん

■ サービス等利用計画(計画相談支援) ※5

サービス等利用計画の援助方針 体調を崩さないように、自分自身を振り返る機会を持ちながら、できることを1つずつ積み上げて自信を取り戻せるように支援していく。

(1)長期目標(内容及び期間等) 自信を持って地域生活を再スタートできるよう、服薬管理、金銭管理について、自分でできることを増やしていく。退院後の生活基盤、支援体制を整える。(6か月後)

(2)短期目標(内容及び期間等) グループホームの見学、体験利用や事業所見学を通して、退院後の具体的な暮らしのイメージを持つ。(3か月後)

■ 地域移行支援計画

須磨子さん自身がすることを矢印の下に書き込みます

本人の期待や不安	そのために協力する人	協力する内容	支援上の留意事項等	協力(支援)の目安					
				4月	5月	6月	7月	8月	9月
グループホームに入居したい	Aさん Bさん グループホーム職員 ピアサポーター	グループホーム見学、体験利用、契約同席	退院後の生活を想定し、見学先の環境と一緒に考える	グループホームの見学、体験利用をする。グループホームと契約する。家具等の購入					
再入院しないように、薬を飲みたい	病院	服薬管理	自己管理に向けて段階的に取り組む	院内で自己管理の練習をする					
お金を使い過ぎてしまわないか心配	Aさん Bさん グループホーム職員 病院	金銭管理	本人に合ったお金の使い方や管理方法を試しながら検討する	金銭管理方法と月あたりの収支を検討		院内で金銭管理の練習をする			
体調を崩さないように気を付けて働きたい	Aさん Bさん 就B事業者	事業所見学、体験利用、契約同席	本人の希望を尊重し、本人の現状に適した就労を検討	働き方について相談、情報収集、見学			事業所の見学、体験利用、契約		

【退院後の暮らし】(6か月後)



体調を崩さずに生活できています。入居すぐは世話人に薬の飲み忘れがないか確認してもらっていましたが、最近では服薬時間を決めて自分でしっかり飲んでいます。

グループホームの他利用者さんは日中働いているので、朝晩しか顔を見ることはないですが、月に1回みなさんとお出かけする機会もあって、楽しく過ごしています。

日中は事業所で週3日働いています。事業所メンバーとも仲良くなってきたので通うのが楽しいです。それと、退院前からお世話になったピアサポーターさんとずっと連絡を取っていて自分もピアサポーターとして活動したいと気持ちを伝えました。今度の休みに、ピアサポーターさんが所属している事業所に説明を聞きに行く予定です。

※5 サービス等利用計画に基づいて、地域移行支援計画を立てます。

地域移行支援に関わる支援者・支援機関の一例

病院・入所施設

【主治医】【看護師】【理学療法士】【作業療法士】【相談員】【支援員】【サービス管理責任者】

- サービスの利用手続きに同行
- 面談、会議等に同席
- 関係機関へ必要な情報提供 等

障害者相談支援センター【コーディネーター等】

- 地域で生活するために必要なサービスの案内や利用方法の助言
- 日常生活、家族関係、仕事等に関する相談対応

特定相談支援事業者【相談支援専門員】

- サービス等利用計画の作成、モニタリングの実施

一般相談支援事業者【地域移行支援担当者】

- 地域移行支援計画の作成
- 地域移行支援計画作成のための会議の開催
- 訪問相談 ● 同行支援 ● 連絡、調整

障害福祉サービス事業所【サービス管理責任者等】

- ヘルパー ● 就労継続支援・就労移行支援 ● 生活介護
- グループホーム ● 地域活動支援センター 等

サービス管理責任者とは
サービス事業所毎に配置されており、
障害福祉サービスの提供の
プロセス全般に関する責任者



区役所【健康福祉課】

- 地域移行支援サービス等の利用申請の受付 ● 障害福祉サービスの支給決定
- 受給者証の発行 等

区役所【生活支援課】

- 生活保護の相談、申請 等

あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）

- 高齢者（65歳以上）の介護に関する相談を受け、必要な支援につなげる

こうべ安心サポートセンター【相談員】

- 権利擁護相談
- 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立援助事業） 等

神戸市成年後見支援センター【相談員】

- 成年後見制度に関する相談

ピアサポーター

同じ病気や障害のある人が
対等な関係性で支えあうことを
「ピアサポート」といい、
ピアサポートを行う人のこと

訪問看護ステーション

【看護師】【理学療法士】【作業療法士】

- 主治医の指示によりバイタルチェックや
服薬管理、リハビリ 等

インフォーマルな支援者

- 家族 ● 友人知人 ● 大家さん
- 地域の人 等

※利用者によって、関わる機関や支援者は異なります。

地域移行支援のチェックポイント



住まいを探す

- | | |
|---------|-----------------------|
| グループホーム | ● 見学、体験の調整 |
| 市営・県営住宅 | ● 申請時期の確認 ● 入居までの流れ |
| 民間住宅 | ● 居住支援法人 ● 不動産屋 ● 保証人 |

住まいを整える

- | | |
|-------------|----------------------|
| 引越しのこと | ● 携帯電話等の契約 ● 電気 ● 水道 |
| 自宅 | ● ガス ● 住宅改修助成 ● 貸付制度 |
| 生活に必要なものの確認 | ● 家具家電、キッチン用品、掃除用品 等 |

『住む場所どうしよう』
『安心して暮らしたい』

日常生活のこと

- ホームヘルパーの利用
(調理、掃除、洗濯、買物、入浴、トイレ等)
- 訪問入浴
- 補装具・日常生活用具
- かかりつけ医・訪問看護 等

『一人で出来るかな?』
『手伝ってほしい』

お金のこと

- 預貯金(引っ越し費用等)の確認
- 金銭管理(権利擁護相談等)
制度の活用
- 年金 ● 貸付 ● 生活保護 等

『仲間がほしい』
『働いてみたい』

日中の過ごし方

- 就労継続支援・就労移行支援
- 生活介護
- 地域活動支援センター
- 精神科デイケア
- デイサービス・デイケア(高齢者) 等

余暇・休日の外出

- 移動支援
- 福祉乗車証
- タクシーの利用助成 等

『好きなことをしたい』

困ったときの相談場所

- | | |
|---------------------|----------------|
| ● 区役所 | ● 障害者相談支援センター |
| ● あんしんすこやかセンター(高齢者) | ● 各事業所の担当者・相談員 |
| ● かかりつけ医 | ● 相談支援専門員 |
| ● 相談支援専門員 | ● 家族・ご近所さん 等 |

地域移行支援サービスQ&A

【対象者について】

Q1 対象者の「障害者支援施設等に入所している方」「精神科病院に入院している方」とは、具体的にどのような方ですか？

A1 以下のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる方。
① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院に入所・入院している障害者
② 障害者支援施設等に入所している15歳以上の障害者みなしの者
③ 精神科病院に入院している精神障害者
④ 生活保護施設(救護施設及び更生施設)に入所している障害者
⑤ 刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘留所)及び少年院に入所している障害者
⑥ 更生保護施設等に入所している障害者
(更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホームが該当します。)

Q2 救護施設への入所は、地域移行支援サービスの対象となりますか？

A2 地域移行支援サービスの対象となりません。
対象となるのは、退所・退院先がひとり暮らしや家族等との同居か、グループホーム(共同生活援助)、宿泊型自立訓練の利用を想定している場合です。

Q3 **A1** の対象者に介護保険対象者は含まれますか？

A3 対象者に含まれます。

【申請について】

Q4 地域移行支援サービス・計画相談支援サービスは、どこに申請しますか？

A4 各区役所に申請します。
原則は、入所・入院等をする前の住所地の区役所に申請します。

Q5 申請は、郵送でもできますか？

A5 原則、郵送では受け付けていません。
利用者は、施設職員または病院職員・家族等と各区役所に行き申請して下さい。地域移行支援サービス申請時に各区役所等による調査を行う場合があります。ただし、市外等遠方で来所が困難な場合、郵送にて受付を行っていますので、事前に申請する各区役所にご連絡ください。

【申請について】

Q6 区役所等が行う「調査」は、具体的にどのようなものですか？

A6 障害支援区分認定調査と勘案事項の聞き取りがあります。

【サービス内容について】

Q7 利用者は月にどの程度、一般相談支援事業者からサービスを受けられますか？

A7 地域移行支援計画に基づき支援を行うため、利用者の状況により異なります。
一般相談支援事業所が行う共通したサービスの内容は、以下の通りです。
① 地域移行支援計画の作成
② 利用者への訪問による支援を1か月に2日以上行うこと

Q8 「障害福祉サービスの体験利用」に、地域活動支援センターは含まれますか？

A8 地域生活支援事業であるため含まれませんが、同行訪問で地域活動支援センターを見学することはできます。

Q9 「ひとり暮らしに向けた体験宿泊」は、どこでできますか？

A9 体験宿泊は、単身での地域生活に向けたものであり、地域生活と同様の環境で実施する必要があります。体験宿泊は障害福祉サービス事業者への委託によるグループホーム(共同生活援助)の空室での実施や、一般相談支援事業者が民間アパートなどを確保して実施することを想定しています。
体験宿泊をした場合、15日以内は、一般相談支援事業者は「体験宿泊加算」が算定できます。

Q10 体験宿泊中に地域移行支援の利用者が居宅介護を利用できますか？

A10 体験宿泊先は「居宅」ではないため、体験宿泊中に居宅介護など訪問系のサービスを利用することはできません。ただし、体験宿泊加算(Ⅱ)を算定する場合、一般相談支援事業者が提供すべき夜間及び深夜の時間帯を通じた見守り等の支援を居宅介護事業者等に委託することはできます。

【サービス内容について】

Q11 地域移行支援サービスと地域定着支援サービスを同月に利用できますか？

A11 地域移行支援サービス及び地域定着支援サービスそれぞれの算定要件を満たせば、同月に利用できます。

Q12 障害福祉サービスのグループホーム(共同生活援助)にも体験利用がありますが、地域移行支援サービスの「ひとり暮らしに向けた体験宿泊」との違いはありますか？

A12 障害福祉サービスにおけるグループホームの体験利用はそのグループホームへの入居を目的としている一方、地域移行支援サービスの「ひとり暮らしに向けた体験宿泊」は単身での地域生活に向けた利用を目的としています。
その他、単身での地域生活を希望する方に対して、神戸市では「神戸市体験型グループホーム事業」を行っています。

グループホームの**体験利用**と
地域移行支援の**体験宿泊**の違いは？



グループホーム(体験利用)

Aホームに入りたい!
雰囲気を知るために
体験しよう!



入居したいグループホームで、
体験を行う。
(行き先が決まっている)



Aホーム

地域移行支援(体験宿泊)

グループホーム
(ひとり暮らし)の
生活って、どんな
感じだろう?



ひとり暮らしやグループホーム
での生活をイメージ、練習する
ために体験を行う。



神戸市体験型グループホーム事業とは？

神戸市で障害福祉サービスの支給決定を受けている方で、地域でのひとり暮らしや家族との生活からの自立に向け、宿泊体験を提供する神戸市独自の事業です。現在、市内2カ所で開催しており、精神障害または知的障害のある男性、身体障害のある男性と女性が利用できます。
利用に関するご相談は、各区の地域支援機能強化専門員までお問い合わせください。地域支援機能強化専門員は、17ページの★印がついている障害者相談支援センターに配置されています。

【支給期間について】

Q13 6か月で退所・退院出来なければ延長は可能でしょうか？

A13 利用者の個別の状況にあわせて、6か月では十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援サービスを利用することで地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6か月の範囲内で支給決定期間の更新が可能となります。
更なる更新(1年以上の更新)については、別途一般相談支援事業者等からの提出書類に基づき、区役所が個別に審査します。

Q14 地域移行支援サービスを中止した場合、再度申請することはできますか？

A14 できます。
症状の悪化等の理由により中止した場合、サービスの利用が必要な状況になれば、再度申請は可能です。

【報酬について】

Q15 障害福祉サービスの体験利用、体験宿泊利用に関わる報酬は、障害福祉サービス事業者か一般相談支援事業者か、どちらに入りますか？

A15 一般相談支援事業者に入りますが、障害福祉サービス事業者に委託費として支払います。
一般相談支援事業者と委託先の障害福祉サービス事業者との業務の役割分担等個別の状況が異なるので、個別の委託費は委託契約により定めることができます。



障害者相談支援センター一覧

★印の入っているセンターには地域支援機能強化専門員がいます。

設置区	名 称	TEL	FAX	住 所
東灘区	★ひがしなだ障害者相談支援センター	431-5003	431-5055	〒658-0083 東灘区魚崎中町4-3-18 魚崎中町デイサービス内
	おかもと障害者相談支援センター	452-1510	452-1529	〒658-0073 東灘区西岡本2-25-1
	うおざき障害者相談支援センター	451-3760	451-3761	〒658-0083 東灘区魚崎中町4-10-32 魚崎デイサービス内
灘 区	★なだ障害者相談支援センター	882-7013	882-7014	〒657-0846 灘区岩屋北町6-1-4 東部在宅障害者福祉センター内
中央区	★いそがみ障害者相談支援センター	200-5611	200-5657	〒651-0086 中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター内
	たちばな障害者相談支援センター	367-6651	351-1660	〒650-0016 中央区橘通3-4-1 神戸市総合福祉センター内
兵庫区	★ひょうご障害者相談支援センター	686-1731	686-1732	〒652-0897 兵庫区駅南通5-1-1 中部在宅障害者福祉センター内
北 区	★きた障害者相談支援センター	592-1371	592-1381	〒651-1114 北区鈴蘭台西町1-26-2
	ほくしん障害者相談支援センター	982-1122	982-1022	〒651-1302 北区藤原台中町1-2-2
	たにがみ障害者相談支援センター	582-4431	582-4432	〒651-1245 北区谷上東町8-21 シャトーノールデューII1階
長田区	★しんながた障害者相談支援センター	611-8860	611-8861	〒653-0038 長田区若松町4-2-15 ピフレ新長田2階
	にしだい障害者相談支援センター	643-3730	643-3731	〒653-0834 長田区川西通5-101-1
須磨区	★たかとり障害者相談支援センター	739-1292	739-1293	〒654-0024 須磨区大田町7-3-15
	きたすま障害者相談支援センター	795-1453	795-1454	〒654-0154 須磨区中落合2-2-8 ワコーレ須磨名谷ステーションマークス1階
垂水区	★たるみ障害者相談支援センター	782-6661	786-0210	〒655-0006 垂水区本多間7-2-3 西部在宅障害者福祉センター内
	たるみみなみ障害者相談支援センター	704-3340	704-4040	〒655-0893 垂水区日向2-2-4 垂水日向ビル3階
西 区	★ひらのせいしん障害者相談支援センター	962-5512	962-5540	〒651-2276 西区春日台5-174-10
	にしこうべ障害者相談支援センター	996-9820	996-9821	〒651-2242 西区井吹台東町1-1-1 西神南センタービル7階
	たまつあげぼの障害者相談支援センター	927-4171	927-4172	〒651-2134 西区曙町1070 総合リハビリテーションセンター内

区役所一覧

設置区	名 称	TEL	FAX	住 所
東灘区	保健福祉部保健福祉課	841-4131	851-9333	〒658-8570 東灘区住吉東町5-2-1
灘 区	保健福祉部保健福祉課	843-7001	843-7018	〒657-8570 灘区桜口町4-2-1
中央区	保健福祉部保健福祉課	335-7511	335-7919	〒651-8570 中央区東町115番地
兵庫区	保健福祉部保健福祉課	511-2111	511-7006	〒652-8570 兵庫区荒田町1-21-1
北 区	保健福祉部保健福祉課	593-1111	593-1166	〒651-1195 北区鈴蘭台北町1-9-1
	北神区役所保健福祉課	981-5377	984-2334	〒651-1302 北区藤原台中町1-2-1 北神中央ビル
長田区	保健福祉部保健福祉課	579-2311	579-2343	〒653-8570 長田区北町3-4-3
須磨区	保健福祉部保健福祉課	731-4341	735-8159	〒654-0022 須磨区大黒町4-1-1
	北須磨支所保健福祉課	身体知的793-1444 精神 793-1355	795-1140	〒654-0195 須磨区中落合2-2-5 名谷センタービル
垂水区	保健福祉部保健福祉課	708-5151	709-6006	〒655-8570 垂水区日向1-5-1 レバンテ垂水2番館内
西 区	保健福祉部保健福祉課	940-9501	990-2521	〒651-2295 西区糀台5-4-1

